

寸二分ニシテ、御免革ニテ重ヲシテ、末兩方劔先ニキリテ二重ニ取テ、傘ナリノ本ヲ可結、傘袋ノ上ノサガル所ヲ綻バシテ、長サハ一尺二寸ナリ、下之方ヲバ六寸サゲテ、黒革廣サ五分ニ長サ一尺五寸ニシテ、袋ノヌイメニ結付テ傘ノ柄ニ結ベシ、

〔宗五大草紙_下〕からかさの事

一笠袋のこしらへやう、總の長さは笠によるべし、上のぬひ残す分一尺貳寸、裝束革の長サ同前、革の先をけんさきに切べ、布は笠によりて、三布又二の半にも有べし、ちとさきほそかるべし、裝束革は菖蒲革ごめん成べし、重ねやう菖蒲がは上、ごめん下なるべし、革一たけを二に折て、あなをあなたこなたへあけてとをすべし、鞆の取革のごとし、弓袋の裝束と同前、菖蒲なければ黒革もくるしからず、但略儀なり、又下の縫残す分、是も一尺貳寸といへども、それはみじかし、一尺五六寸程にすべし、袋の一方の下を折かへして縫なり、是は自然公方家には沓を被入、武家には玄やうり足半を可入ため也、袋の一のは下をきり、二のは上へ折返して縫べし、返したる布のはしを一尺計縫あはする也、大かた繪圖にあらはす、縫やうふせぬひなり、左へふすべし、

公方様、公家、法中は白くこのりを付べし、武家に御晴の時は同前常に淺黄に染て可用、裝束は同じ、猶口傳有、又人の内衆は、笠を袋に入候はでもたせられたるがよしと、故人は申され候し、笠持は人夫成べし、公方様のは人夫十徳をきて、帶をして持たるやうに覺え候、常にはたゞ人夫持候、馬に乗候時は、くらおほひをかけてもたせ候、又公家など御晴の時は、人夫にてゑぼしに白きひた、れを著て候、

〔用害記_下〕一傘袋のこしらへやうの事、ふくろの長は笠によるべし、上ぬいのこす分一尺二寸、玄やうぞくかわの長さ同前、かわのさきをけんさきに切べし、ぬいのこしたる所に付べし、布は三の又は二の半にもすべし、少さく細かるべし、玄やうぞくの事、黒皮上、五めん下に成べし、竹をわ